

北海道博物館特別展プロジェクションマッピング業務処理要領

1. 適用

本処理要領は、「北海道博物館特別展プロジェクションマッピング業務」に関する内容を記述したものである。

2. 委託業務期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 8 月 31 日（金）

設営期限：平成 30 年 6 月 29 日（金）

稼働期間：平成 30 年 6 月 30 日（土）～8 月 26 日（日）

撤去期間：平成 30 年 8 月 28 日（火）～8 月 31 日（金）

3. 業務の概要

北海道博物館で実施する特別展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎 -見る、集める、伝える-」（以下、「特別展」という。）の開催中に博物館内記念ホールにおいて、地図画像投影によるプロジェクションマッピングを実施する。特別展内容に沿い、松浦武四郎の足跡・北海道を紹介することを考慮した地図コンテンツ制作・発信情報等の制作を行い、投影を行う。

また、同展示による特別展来場の促進と活性化に資することを目的とする。

4. 業務の内容

（1）企画打ち合わせ

企画制作に係る目的及び展示方法について、北海道博物館担当職員と認識共有し、制作・設置する装置一式、コンテンツの企画、演出、編集、使用地図データ、その他について打合せを行う。

（2）スクリーン及び投影装置の設置

記念ホール内にプロジェクションマッピングを行うために、スクリーンの敷設と投影に必要な筐体を受託者が設置する。

スクリーンには北海道及び北海道周辺の海底地形を含む陰影起伏図を描画することとし、筐体上部より床面への投影による、プロジェクションマッピングを行う。

（3）映像・コンテンツ制作

投影する以下の内容の映像・コンテンツを制作する。

- ① 松浦武四郎が北海道を踏査した資料を基に、情報を地図上に動的な表現として掲載

する。

- ② 松浦武四郎スケッチと同等の景観の鳥瞰図を作成し、同鳥瞰図を鳥瞰図動画として取り込み掲載する。
- ③ 北海道の地域情報、地域資源、地形情報、地図情報等を動的な表現により掲載する。
- ④ 映像は3分～5分程度とする。
- ⑤ 映像に適切な効果音、BGMを成果に付加すること。

5. 制作物の仕様

(1) スクリーン及び投影装置仕様

- ① スクリーンのサイズを4.8m x 3.6m以上とし、踏むことを想定した素材で作成すること。
- ② 6m x 4m x 3.3m以上での筐体設置（トラスを使用）を行い、筐体内に地図・プロジェクションマッピングを閲覧のために入ることが出来るようにすること。
- ③ 上部からの投影が可能ないように電源レールの敷設を行うこと。
- ④ 投影装置にSpacePlayer NTN91002と同等以上のものを4台以上使用すること。
- ⑤ プロジェクションマッピングの投影の起動・停止は専用の端末から行い、映像分配器（VNS GeoBox シリーズ G-405）と同等以上のものを用いて投影を行うこと。
- ⑥ これらに仕様する機器類の電源は、記念ホール内で別途分電盤より配線を取ること。
- ⑦ これら投影に必要な装置・筐体他は受注者側ですべて設置・用意すること。

(2) 使用データ条件仕様

以下を使用し映像、投影コンテンツを作成する。

- ① スクリーン及び投影（以下、「成果」という。）に使用する地図データは情報鮮度を担保するため、情報については年1回以上更新されていることを条件とする。
- ② 成果に使用する道路データは（一財）デジタル道路地図協会発行の最新の道路情報（平成30年3月）を反映すること。
- ③ 成果に使用する地図データは国土地理院発行の1/25,000地形図を基に取得したベクトルデータ、または同等のベクトルデータ（国土地理院の承認を得ているもの）を編集して作成する。
- ④ 成果に使用する陸部の標高データは国土地理院発行の1/25,000地形図を基に取得した等高線から作成の10m解像度のデジタル標高データ（DEM）もしくは、同精度で作成されたDEMを使用する。
- ⑤ 成果に使用する海部の標高データは（一財）日本水路協会提供の等深線データを基に作成の10m解像度のデジタル標高データ（DEM）もしくは、同精度で作成されたDEMを使用する。

- ⑥ 成果の地域、地形、その周辺の植生・土地利用等を視覚的に理解できるようにするため、国土地理院発行の 1/25,000 地形図を基に取得した、田・畑・果樹園・針葉樹・広葉樹などの植生情報及び市街地、大規模施設、施設界などを基に土地利用データを作成し、それぞれの表現に適したテクスチャ（地紋）を割り当てる。また、山岳部においては、地形解析処理を行い、山頂部・尾根・谷などに適したテクスチャを割り当てる。これらの処理を行ったベクトル地図データ及び地図画像を作成する。
- ⑦ 成果に⑥のデータを用い季節感（春夏秋冬）を表現すること。使用する季節・表現については担当職員と協議する。

（3）映像・コンテンツ仕様

- ① 映像内に（2）のデータを利用した、北海道各地および松浦武四郎にゆかりの深い、鳥瞰図画像・鳥瞰図映像を作成し、投影コンテンツとする。
- ② 映像全体の流れ（概要）は発注者より指示するが、詳細の作り込みは受注者側で行うこと。
- ③ 発注者資料から映像作成用に複数のサンプルを提示すること。
- ④ デザインコンセプトとして、鑑賞者に特別展の内容を強く印象づける高水準のデザインであること。
- ⑤ この他、作成する場所、コンテンツ内容は担当職員と別途協議する。

（4）展示内容説明パネル仕様

- ① 制作したコンテンツ、成果内容を説明するパネルの作成を行うこと。
- ② 他の展示・紹介内容と意匠が共通になるよう、内容は担当職員と別途協議する。

6. 成果品仕様

- ・投影映像（投影内容絵コンテ・映像 DVD（メディア））
- ・装置、筐体図面
- ・スクリーン

これらを成果品として納品する。

7. 成果品設置場所

北海道博物館 記念ホール（〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2）

8. 作業条件

- ① 本業務は精度の高い地図データを利用するため、測量法第 5 条に規定される公共測

量に準じて行うものとする。受注者は測量士及び測量士補の資格を有する者が作業担当する環境にて、コンテンツ制作、編集、校正を行うものとする。また、測量業に登録している地図調製業者であることを条件とする。

- ② 受注者は担当課にそれぞれの作業を担当する者の中に測量士及び測量士補が在籍することを証明する資料の提供を行なうこと。
- ③ 受注者は地図画像のプロジェクションマッピング及び地図画像を用いた映像制作の経験があり、その実績を証明する資料の提供を行うこと。
- ④ 製造製作に係る部門が品質マネジメントシステム ISO9001:2008 又は ISO9001:2015 の認証を受けている者であること。
- ⑤ 松浦武四郎の成果を取り扱うため、アイヌ語の地図製作を行った経験があり、その実績を証明する資料の提出を行うこと。
- ⑥ 5.(2) 全項の条件に合致したデータであることを確認できる資料・データの提出を行うこと。

9. その他

- ・映像内で使用する素材の著作権や肖像権については受託者が処理する。
- ・本業務において制作物にかかる著作権等に関する一切の権利は、北海道博物館に帰属するものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項についても北海道博物館と協議の上、本業務内容に必要と認められる作業については対応する。
- ・守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。